補装具費支給制度						
内容	身体に障がいのある方に、補装具(身体機能を補うための用具)の 交付と修理を行います。					
対象	身体障がいをお持ちの方で、障がいに関わる補装具の交付又は修 理が必要な人					
	対象となる障がい		補装具の種類			
	視覚障がい		盲人安全つえ、義眼、眼鏡			
	聴覚障がい		補聴器			
	肢体不自由		義肢、装具、	車椅子、歩行器、歩行補助つえ		
その他	利用者負担は原則1割負担 (ただし、所得に応じて次のとおり一定の負担上限額を設定)					
	所得[<u></u>		区分	負担上限月額		
	一般	市町村民税課税世帯		37,200円		
	低所得	市町村民税非課税世帯		0円		
	生活保護	生活保護受給世帯				
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・医師の意見書(指定の様式があります。事前にご相談ください。) ・補装具の見積書 ・認印 ・個人番号がわかるもの ※申請いただいた後、直接ご本人の様子や補装具の利用状況などの聞き取りをさせていただきます。 ※必ず、支給決定後に補装具を購入してください。決定前に購入すると助成対象となりませんので、ご注意ください。					
窓口	住民福祉課 76-0503					

5、福祉用具の購入

日常生活用具給付事業					
内容	重度の障がいのある方が、より日常生活を過ごしやすくする為に必要な用具を給付します。利用者負担は原則1割負担です。 (ただし、所得に一定の負担上限額を設定。補装具費支給と同基準→P17へ)				
対象者	おおむね2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方				
	障害部位	品目			
	下肢 · 体幹機能	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災報知器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、住宅改修費、その他			
	肢体・言語	火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他			
	上肢	特殊便器、火災報知器、自動消火器、その他			
	視覚	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災報知器、自動消火器、音声式体温計、音声式体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読み上げ装置、その他			
	聴覚	屋内信号装置、火災報知器、情報受信装置、通信装置、自動消 火器、その他			
	じん臓	透析液加温器			
	呼吸器	酸素ボンベ運搬車、ネブライザ―、電気式たん吸引器、パルス オキシメーター			
	膀胱・直腸	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器			
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・日常生活用具の見積書 ・認印				
	※必ず支給決定後に、用具の購入をしてください。決定前に購入されますと、即成対象となりませんので、ご注意とださい。				
	れますと、助成対象となりませんので、ご注意ください。				
窓口	住民福祉課	7 6 -0503			